

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

軽減対象者

市民税世帯非課税であり、以下の要件を満たす方のうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認定した方及び生活保護受給者とします。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

軽減対象サービス

- ①訪問介護②通所介護③短期入所生活介護④夜間対応型訪問介護
- ⑤認知症対応型通所介護⑥小規模多機能型居宅介護
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護⑧介護福祉施設サービス
- ⑨定期巡回・臨時対応型訪問介護看護⑩看護小規模多機能型居宅介護

軽減できる「利用者負担」

介護費負担、食費負担、居住費(滞在費)負担

減額割合

原則1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）となります。

- ※ 旧措置で利用者負担割合が一割負担の方も対象となります。また、利用者負担割合が5%以下の方が、ユニット型個室利用の際には、居住費が軽減対象となります。
- ※ 生活保護受給者が、個室を利用する際には、居住費が軽減対象となります。その際の軽減割合は利用者負担の全額となります。
- ※ 利用者負担第2段階の方で特別養護老人ホームを一月利用の際には、高額介護サービス費による軽減が本事業の軽減を上回るため、食費・居住費のみ軽減します。

軽減対象となる要件を満たし、利用者負担の軽減を希望される場合には、確認申請が必要です。

申請時に必要なもの

☆社会福祉法人利用者負担軽減対象確認証交付申請書

☆収入等の確認

- ①利用者および世帯全員の収入について確認します。
※源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書などの写し
- ②利用者および世帯全員の預貯金等について確認します。
※預金通帳の写し、有価証券・債券などの保有状況
- ③利用者および世帯全員について、日常生活に供する資産以外に住居や土地などの資産がないことを確認します。
※資産がある場合は、固定資産税の課税通知など
- ④利用者が負担能力のある親族等に扶養されていないことを確認します。

申請内容を審査し、軽減対象となる場合には、軽減内容等を記載した『社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証』を交付します。

☆交付された認定証をサービス利用時に提示してください。

お問い合わせ先

藤岡市介護高齢課介護認定係

〒375-8601 藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-40-2294 (直通)

